

# R 7 北山小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考え方を基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

### (2) いじめの定義（大府市いじめ防止基本方針）

大府市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、こどもに対して、当該こどもが在籍する学校に在籍している等当該こどもと一定の人的関係※1にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられたこどもの立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。また、いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」といいます。例：「いじめ・不登校虐待対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動のこども、当該こどもが関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該こどもとの何らかの人間関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠され

たり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、県事務、特別支援主任、養護教諭、各学級担任」で構成し、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
- ・原則として月1回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。臨時の開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。

### (2) 「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と推進状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証  
(アンケートは5年間 保存)

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・児童アンケートの結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

#### ウ 児童の保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

#### エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ・いじめの事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応
- ・被害児童のケアや支援
- ・加害児童への指導や支援
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後、3か月経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組といじめ対応の基本的な流れ

#### (1) いじめの未然防止の取組【発達指示的生徒指導】

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- ・児童が、自発的自主的にいじめについて考え方行動していじめをなくす取組を、児童会を中心に計画的に行う。

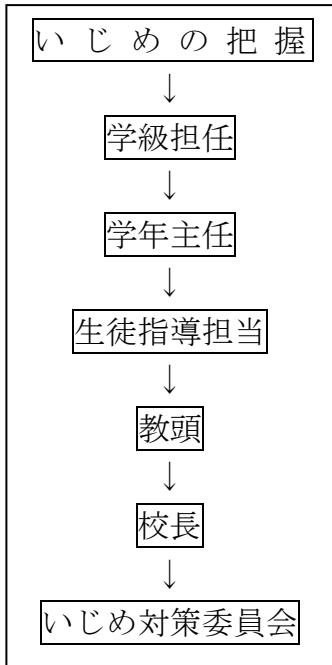
#### (2) いじめの早期発見の取組【課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）】

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的（年2-3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラー等との連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

#### (3) いじめに対する早期対応【課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）】

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

#### (4) いじめ対応の基本的な流れ【困難課題対応的生徒指導】



- ①いじめの把握者は、学級担任または生徒指導担当に報告する。
- ②学級担任から、学年主任、生徒指導担当へ報告する。  
→状況の聞き取り・記録を行う。
- ③生徒指導担当から教頭へ報告する。  
→担任に対して聞き取りの指示
- ④教頭から校長へ報告する。  
→教頭から生徒指導担当への対応の指示する
- ⑤校長管理の下「いじめ対策委員会」を設置する。  
→できる限り情報を集め、正確な実態把握、被害、加害児童双方から聞き取り。

#### ⑥いじめ対策委員会の招集

- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みます、学校におけるいじめ対策委員会に直ちに情報共有する。
- ・当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取る。いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実の確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害児童、加害児童の保護者に連絡する。

#### ⑦被害児童への指導・支援

- ・被害児童を保護するとともに、心配や不安を取り除き、自尊感情を高める。
- ・関係機関との連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。
- ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、放課後など）

#### ⑧ 被害児童の保護者との連携

- ・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。
- ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。
- ・謝罪をもって解決したと判断するのではなく、次の要件を満たすこと。

○いじめに係る行為が、相当の期間（3か月が目安）連續して止んでいること。

○被害児童（その保護者）の面談等により心身の苦痛を感じていないと認められること。

#### 4 重大事態への対応

- ・いじめ対応を進める中で、重大事態※と判断した場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設定し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・被害児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果を大府市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

※重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

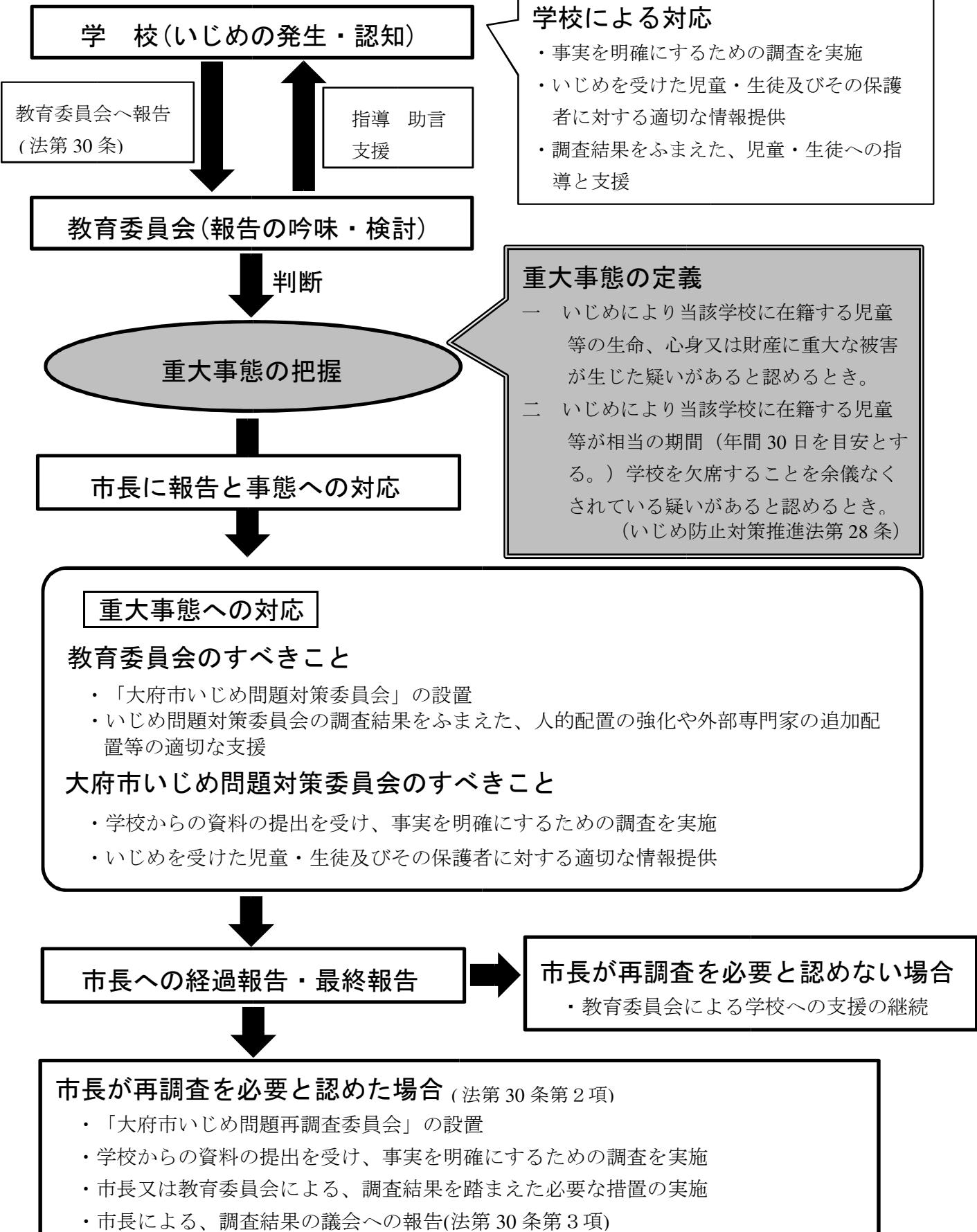
#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・P D C Aサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

#### 6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、児童やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、年度はじめに保護者に周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

## 【重大事態の対応フロー図】



※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

＜取組の年間計画＞

		「いじめ・不登校・虐待対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	P D C A P D C A P A P H	○「学校いじめ防止基本方針の内容の確認」	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○ふれあい学級
5 月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○ペア活動開始 ○あいさつ運動		○あいさつ運動
6 月			○情報モラル指導（ネットモラル）	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○ふれあい学級（公開授業）
7 月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			○個人懇談会
8 月		○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ）	○福祉作文、家庭の日の作品募集		
9 月				○身体測定	
10 月			○あいさつ運動	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○あいさつ運動
11 月			○授業参観 ○福祉実践教室（4年） ○赤い羽根募金活動		○授業参観
12 月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間 ○高学年合唱発表会		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1 月				○身体測定 ○「いじめについての」アンケート	○書き初め展 ○北山小地域ネットワーク会議
2 月					○授業参観
3 月		○「学校いじめ 防止基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○卒業式		
通 年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動充実 ○分かる授業の充実	○健康観察 ○SCによる相談	○あいさつ運動